議会運営コンサルティング業務のお知らせ

株式会社廣瀬行政研究所では、各自治体における議会の充実・強化に資することを目的とし、以下の４つのコンサルティング業務を執り行っております。

コンサルティング内容

1 議会運営にかかるコンサルティング

議会運営は地方自治法や会議規則等の規定どおりに運営すれば問題が解決するものではありません。法律の単なる解釈だけでなく、実務上、違法にならない中で、各自治体議会にあった選択肢の中から、各議会の判断のもとでその議会に合った運営をすることが大切です。しかし、それらの選択肢を提示することは、長年の議会運営に携り多くの経験を積む必要があります。ところが、現在、執行機関との人事交流により、議会事務局職員は議会事務局職員として長年にわたる経験を積むことが難しいといえます。そこで、長年にわたり議会運営に携わり、多くの実務経験を有する当研究所スタッフによる的確なアドバイスにより、円滑な議会運営を行うことができます。

2 政務活動費にかかるコンサルティング

政務活動費は裁判の変遷が大きく、その上、マスコミ等による議員の政務活動費の不正利用がたびたび取り上げられることから、住民からの批判も絶えません。そのため、各議会においては政務活動費の使途の厳格化が進み、非常に使いづらいものになっている状況ではないでしょうか。しかし、現在の政務活動費の裁判においては、以前の裁判に比べその使途の多くは支出の基準が緩和されています。そして、政務活動費は本来の目的に基づき使用すれば、議員・議会活動の充実・強化につながります。当研究所では全国市議会議長会に長年勤務し、政務活動費に関する初めての指針と呼べる政務調査費ハンドブックを執筆した廣瀬和彦を中心に、政務活動費に詳しい弁護士・税理士等との協力のもと、政務活動費の領収書チェックや支出の指針の作成、最新判例の情報を随時お送りいたします。

3 政策立案にかかるコンサルティング

議会事務局職員数も行政改革の一環として削減が進められており、十分な議会事務局体制を構築することは至難の業であるといえます。特に、議会における条例立案や修正案の作成等の法制執務にまで十分な人員を割くことは出来ていないのではないでしょうか。当研究所では、元衆議院法制局に長年従事したスタッフ等を中心に、法制執務にかかる十分なサポートを行い、議会の政策立案機能を向上させます。

4 調査にかかるコンサルティング

人口や財政規模等が類似した他団体の議会は、どのような議会運営をおこなっているか、どのような先進的な取り組みをしているのか、皆様方は関心を有することかと思います。しかし、残念ながら一般的な数値による議会運営等の状況のみをまとめた調査結果はあっても、具体的な調査結果をまとめたものはほとんど外部に出されていません。そして、自らの議会事務局で調査を行おうにも職員数が不足し、なかなか調査を行うことは至難の業です。そこで当研究所では会員の依頼により、他の議会における事例の調査を行わせていただきます。さらに、当研究所においても定期的に議会にかかる個別具体的な調査を行い、会員の皆様に適宜ご提供させていただきます。

コンサルティング業務についてのより詳しい内容、費用等については、株式会社廣瀬行政研究所までお問い合わせください。

株式会社 廣瀬行政研究所

〒１１２−００１１
東京都文京区千石２−３４−６

ＴＥＬ／０３−６９１２−１９３０
ＦＡＸ／０３−６９１２−２２８０
E-mail / info@hirosegyoken.jp
ＵＲＬ／https://hirosegyoken.jp/